

地 域 組 織 会 長 殿

公益社団法人 日本歯科技工士会
専務理事 松 井 哲 也
(公印省略)

日技主催「歯科技工士法施行規則（リモートワーク等）の一部改正に伴う研修会」 開催のご案内

毎々の会務ご協力を深謝いたします。

さて、今年 4 月 1 日に歯科技工士法施行規則の一部が改正されました。

この改正内容は「歯科技工におけるリモートワーク」や「歯科技工録義務化」等、我々歯科技工士は正しく理解すべき内容となっております。

また、「リモートワーク」を行うにあたっては、厚生労働省「歯科技工におけるリモートワークの基本的な考え方」の通知において、歯科技工所の管理者が研修を受講の上、記録を作成し保健所へ届け出るよう示されていることから、2022 年 12 月 10 日(土)に日技主催による研修会を開催する運びとなりました(開催案内添付)。

ついては、貴会会員のみなさまに開催のご案内をホームページなどで行っていただけますと幸いです。

ご不明な点等がありましたら本会事務局までお知らせ下さい。宜しくお願い申し上げます。

開催詳細	
開 催 日 時	2022 年 12 月 10 日 (土) 13:00~15:00
開 催 方 法	ZOOM 配信のみ (※歯科技工士生涯研修ではありません)
催 事 名	歯科技工士法施行規則（リモートワーク等）の一部改正に伴う研修会
講 師 ・ テ ー マ (敬 称 略)	松井哲也 (日技認定講師、日本歯科技工士会専務理事) 「歯科技工士法施行規則改正(リモートワーク等)の内容について」 野崎一徳 (大阪大学歯学部附属病院・医療情報室・オーラルデータサイエンス共同研究部門 室長・准教授) 「歯科技工におけるリモートワークの基本的な考え方」 山下茂子 (日技認定講師、日本歯科技工士会前副会長) 「実際の導入にあたって」
募 集 期 間	2022 年 12 月 9 日(金)AM11:30 まで
受 講 申 込 先	下記 URL または QR コードよりお申込み https://nichigi-seminar221210.peatix.com/ 
参 加 費	①日本歯科技工士会会員：無料 (修了証書あり：+1,000 円) ②未入会員 : 5,000 円(修了証書あり：+1,000 円) (※コンビニ / ATM でのお支払いは、12 月 8 日に締め切り)
問 合 せ	公益社団法人 日本歯科技工士会 (担当事務局 渡辺、壁谷) TEL:03-3267-8681 FAX: 03-3267-8650

以 上

公益社団法人 日本歯科技工士会主催

歯科技工士法施行規則 (リモートワーク等) の一部改正に伴う研修会

今年4月1日に歯科技工士法施行規則の一部が改正されました。
この改正内容は「歯科技工におけるリモートワーク」や「歯科技工録義務化」等、我々歯科技工士は正しく理解すべき内容となっております。

また、「リモートワーク」を行うにあたっては、厚生労働省「歯科技工におけるリモートワークの基本的な考え方」の通知において、歯科技工所の管理者が研修を受講の上、記録を作成し保健所へ届け出るよう示されていることから、今回講習会を開催する運びとなりました。

日時: 2022年12月10日(土) 13:00~15:00

開催方法: オンライン開催(ZOOM)

第1部

13:00~13:30

「歯科技工士法施行規則改正 (リモートワーク等)の内容について」

松井 哲也先生(日技認定講師、日本歯科技工士会専務理事)



第2部

13:30~14:30

「歯科技工におけるリモートワークの 基本的な考え方」

野崎 一徳先生(大阪大学歯学部附属病院・医療情報室・オーラルデータサイエンス共同研究部門 室長・准教授)



第3部

14:30~14:45

「実際の導入にあたって」

山下 茂子先生(日技認定講師、日本歯科技工士会前副会長)



受講料: ①日本歯科技工士会会員: 無料(修了証書あり: +1,000 円)

②未入会員: 5,000 円(修了証書あり: +1,000 円)

申し込み: <https://nichigi-seminar221210.peatix.com/>
(上記 URL にアクセスまたは QR コードから)



お問合せ: ☎ 03-3267-8681(日本歯科技工士会事務局 担当: 渡辺、壁谷)

歯科技工士法施行規則（リモートワーク等）の一部改正に伴う研修会

～講演内容～

13:00～13:30

「歯科技工士法施行規則改正(リモートワーク等)の内容について」

国（厚生労働省）が設置した「歯科技工士の業務のあり方等に関する検討会」ではデジタル技術を利用して、歯科技工士の働きやすい環境づくりや人材確保を目指す観点からリモートワークの活用が議論されてきました。その内容を踏まえ、令和 4 年 3 月 31 日付で「歯科技工士法施行規則の一部を改正する省令」が公布されました。

その改正の中でリモートワークを実施するにあたり知っておかなければならない「届け出」「業務内容」「構造設備基準」「歯科技工録」等の内容についてご説明します。

講師：松井 哲也先生（日技認定講師、日本歯科技工士会専務理事）

13:30～14:30

「歯科技工におけるリモートワークの基本的な考え方」

ダイバーシティ & インクルージョンを推進する社会においては、働き方改革による新たな勤務形態として「リモートワーク」が勧められています。ただし、「リモートワーク」にもデメリットもあり、業務管理方法の検討が必要と思われます。本講演では、「歯科技工の業務のあり方等に関する検討会」において議論された内容を基に、歯科技工におけるリモートワークの基本的な考え方について平易に解説いたします。

講師：野崎 一徳先生（大阪大学歯学部附属病院・医療情報室・オーラルデータサイエンス共同研究部門 室長・准教授）

14:30～14:45

「実際の導入にあたって」

歯科技工におけるリモートワークを導入するにあたって、歯科技工録作成やセキュリティ対策など注意すべき点が多々あります。実際の導入事例を、追加設備や留意点を含めてご紹介します。

講師：山下 茂子先生（日技認定講師、日本歯科技工士会前副会長）
